

●その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額	うち		取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
株式	7,592	8,088	496	1,246	749	7,674	5,514	△2,159	148	2,308
債券	159,167	158,117	△1,049	1,343	2,393	145,098	144,562	△535	660	1,196
国債	62,821	61,243	△1,578	545	2,124	43,956	43,767	△188	240	429
地方債	33,031	33,130	98	194	95	36,106	36,070	△35	110	146
社債	63,314	63,743	429	602	173	65,035	64,724	△311	309	620
その他	45,386	41,541	△3,845	138	3,983	45,181	38,787	△6,394	104	6,499
合計	212,146	207,747	△4,399	2,727	7,126	197,954	188,864	△9,090	913	10,003

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2.上記の国債のうち、変動利付国債の時価については、理論値を採用しております。詳しくは、33ページ貸借対照表注記2番(追加情報)をご参照ください。
 3.上記の「その他」は、外国証券、投資信託及び買入金銭債権等です。

●売買目的有価証券

該当する取引はありません。

●子会社・関連会社株式及び株式・債券で時価のないもの(貸借対照表計上額)

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
非上場債券	200	200
子会社株式	10	10
非上場株式	97	97

●金銭の信託

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
合同金銭信託	500	—	500	—

(注)「金銭信託」とは、信託の委託の際に受託者に信託財産として金銭を引渡し、信託終了時に信託財産を金銭で交付するように約した信託のことです。

●公共債引受額

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度
国債	—	—
地方債	181,900	275,000
政府保証債	745,000	856,000
合計	926,900	1,131,000

●公共債(国債・地方債)窓口販売実績

(単位：件、千円)

	平成19年度	平成20年度
件数	549	307
金額	2,129,920	856,530

●投資信託の取扱実績

(単位：件、千円)

	平成19年度	平成20年度
件数	93	42
金額	232,545	117,900

(注)「投資信託」とは、一般投資家から集めた資金を専門の投資信託委託会社が運用し、その成果を出資の割合に応じて還元する制度です。元本保証はなく、リスクもリターンも投資家に帰属します。

●金利スワップ取引の状況(市場取引以外)

(単位：千円)

	平成19年度		平成20年度	
	契約金額・想定元本	評価損益	契約金額・想定元本	評価損益
金利スワップ取引合計	2,068,380	△45,514	1,192,374	△63,795
受取固定・支払変動	—	—	—	—
支払固定・受取変動	2,068,380	△45,514	1,192,374	△63,795

(注) 1.貸出金に係る金利の受払条件を変更することを目的としており、金利スワップの特例処理を行っております。
 2.「金利スワップ取引」とは、一定の想定元本につき異種金利同士を一定のサイクルで交換する取引です。一般的には変動金利と固定金利が交換されています。

※信用金庫法施行規則第132条で定められている開示項目のうち、取扱いのあるもののみ表示しております。

自己資本比率規制(BIS規制)に基づく

自己資本の充実の状況等の開示について

BIS規制とは…

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。BIS規制では、主要国を対象に、自己資本比率の算出方法や最低基準8%(信用金庫を含めた国内基準は4%)などを定めています。このBIS規制は、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1988年7月に国際決済銀行(BIS)のバーゼル銀行監督委員会より発表され、1992年12月末から適用が開始されました。

バーゼルIIとは…

2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで、バーゼルIIは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

バーゼルIIの「3つの柱」について

バーゼルIIは、3つの柱から成り立っています。

第1の柱 「最低所要自己資本比率の算出」

信用リスクの計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスクの計測が導入されました。

第2の柱 「金融機関の自己管理と監督上の検証」

金利リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクへの対応も含めて、十分な備えがあるかなど金融機関自身による自己資本戦略の策定、及び当局による検証を指します。

第3の柱 「市場規律」

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測方法等についての情報開示が求められています。

第3の柱に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱及び第2の柱を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、金融庁告示第16号(信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項)の趣旨に従って適切に実施する必要があるとされています。

●バーゼルIIの全体像

